

## 大口定期預金

平成28年1月1日現在

○商品名		大口定期預金
〇ご利用いただける方		法人および個人
〇お預け入れ期間		1ヵ月以上5年以内
〇お預け入れ金額		1,000万円以上(1円単位)
〇満期日の設定方式		満期日の設定方式にはつぎの方式がありますので、お預け入れのときにご指 定ください。
	定型方式	お預け入れ日から起算して 1、3、6 ヵ月後、1、2、3、4、5 年後の応当日を 満期日とする方式。
	期日指定方式	お預け入れ日から 1 ヵ月後の応当日の翌日以降 5 年後の応当日の前日まででご指定いただいた日を満期日とする方式。
○利息の計算方法		付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。
〇中間利払		満期日をお預け入れ日の 2 年後の応当日から 5 年後の応当日までの日とした場合は、つぎの中間利払を行います。
	中間利払利率	約定利率の 70% (小数点第 4 位以下切り捨て)
	利払の頻度	お預け入れ期間中間利払日 (いずれもお預け入れ日から起算した日)2年以上3年未満1年目の応当日3年以上4年未満1、2年目の応当日4年以上5年未満1、2、3年目の応当日5年1、2、3、4年目の応当日
	中間払利息の 支払方法	中間払利息は、中間利払日以降にあらかじめ指定されたつぎのいずれかの方法によりお支払いします。 A. 現金で受け取る方法。 B. 指定口座へ入金する方法。 中間払利息を差し引いた利息の残額は満期日以降に支払います。
<ul><li>○預金利子に関する 税金</li></ul>		【法人の場合】  ●利息に対し一律 15.315%の税金を源泉徴収します。 (課税方式:総合課税)  ●中間利払を行う場合も、15.315%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。  【個人の場合】  ●利息に対し一律 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%)の税金を源泉徴収します。 (課税方式:分離課税)  ●中間利払を行う場合も、20.315%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。  ■この預金は、マル優の対象とはなりません。



〇中途解約の取扱	この預金は原則として中途解約はできません。 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、 当初の約定期間および預入期間(お預け入れ日から解約日の前日までの日 数)に応じた利率(別表の「中途解約利率表」によります。小数点第 4 位以 下は切り捨てます。)を適用のうえ、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日と する日割計算によります。 なお、中間利払が行われている場合は、その支払額と満期前解約利息との差 額を清算します。
○自動継続の取扱	満期日の設定を定型方式としたもの(お預け入れ期間を1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年のいずれかとしたもの)については、満期日に元金または元利金をもって、前回と同一の期間の定期預金(大口定期預金)に自動的に継続する取扱ができます。
○満期日以降の利息	この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
〇付加できる特約事項	個人の方の通帳式自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%をプラスした利率)
〇その他参考となる 事項	この預金は預金保険制度の対象となっています。
〇適用金利	金利については窓口でお問い合わせください。(店頭表示しています)
<ul><li>○当行が契約している 指定紛争解決機関</li></ul>	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772